令和８年度　住宅専門家相談

活用相談

住宅（空き家等）の利活用（売買や賃貸等）で悩んでいることや困っていることはありませんか？
宅地建物取引士が専門的な見地から、相談に応じます。
お気軽にご相談ください。

定　　員：3組（事前予約制）
時　　間：①午後1時30分～②午後2時30分～③午後3時30分～（1組45分）
対 象 者：市内在住の方、市内に住宅を所有されている方
相談内容：住宅（空き家等）の活用相談（宅地建物取引士）
相 談 料：無料
場　　所：堺市役所の会議室（高層館14階 住宅施策推進課で受付）

相談日	申込受付期間（平日　午前9時～午後5時30分）
４月２２日（水）	４/２（木）～４/１７（金）
５月２７日（水）	５/７（木）～５/２２（金）
６月２４日（水）	６/２（火）～６/１９（金）
７月２９日（水）	７/２（木）～７/２４（金）
８月２６日（水）	８/３（月）～８/２１（金）
９月３０日（水）	９/２（水）～９/２４（木）
１０月２８日（水）	１０/２（金）～１０/２３（金）
１１月２５日（水）	１１/２（月）～１１/２０（金）
１２月２３日（水）	１２/２（水）～１２/１８（金）
１月２７日（水）	１/４（月）～１/２２（金）
２月２４日（水）	２/２（火）～２/１９（金）
３月２４日（水）	３/２（火）～３/１９（金）

※ 予約は先着順です。定員に達した場合、ご参加いただけないことがあります。
※ 本相談は、過去3年度内において、初回相談者優先です。
　別の内容の相談であっても相談先が同じ場合は2回目となります。（活用1→活用2）
　ただし、相談先が異なる場合は各々で数えます。（活用1→相続1）
※ 係争中、営利目的等の案件は、相談対象外です。

＜申込み・問合せ先＞
堺市　建築都市局　住宅部　住宅施策推進課
〒590－0078　堺市堺区南瓦町3番1号
電話：072-228-8215（直通）　FAX：072-228-8034
電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp

ホームページ：堺市トップページ→くらし・手続き→住宅・建築→住宅→住まいの相談をしたい→堺市住宅専門家相談

その他の相談先　無料

○堺市空家等利活用支援制度

堺市では、民間の不動産団体と連携して、空き家の利活用（売却・賃貸・解体等）の相談・提案を行っています。利活用にあたって、共有・相続・登記等でお困りの方も、相談パートナーが司法書士と連携して対応いたします。

※不動産団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した「大阪府宅地建物取引業協会堺市支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部」をいいます。不動産団体の会員の中から相談パートナーを選定して、支援を行います。

○堺市版 すまいの終活ナビ（解体費用等の見積り）

インターネットで簡単な質問に答えるだけで、空き家の「解体費用」や解体後の「土地の売却査定価格」がその場ですぐにわかります。

※「すまいの終活ナビ」とは、株式会社クラッソーネが国土交通省の「令和3年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の採択を受けて開発したもので、堺市は株式会社クラッソーネと「空き家の除却及び利活用の促進に係る連携協定」を締結しており、「堺市版 すまいの終活ナビ」を利用できます。

○一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会

【本部】

電話番号：0570-783-810
相談日時：月曜日から金曜日（土・日・祝祭日及び協会指定の休日を除く）
午前10時～正午　電話受付：午前11時30分まで　来所受付：午前11時まで
午後1時～午後4時　電話受付：午後3時30分まで　来所受付：午後3時まで
場所：大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府宅建会館　1階 不動産無料相談所

【堺市支部】

電話番号：072-233-0855（事前予約制）
相談日時：（基本）第1･3水曜日　午後1時～午後4時
営業時間：（平日）午前9時～午後5時15分
場所：大阪府堺市堺区市之町東1-2-14　堺市不動産会館

○公益社団法人 全日本不動産協会大阪府本部

【大阪府本部】

電話番号：06-6947-0341（事前予約制・WEB予約可）
相談日時：毎月第1・3月曜日 午後1時～午後4時（年末年始・夏季休業・祝日を除く）
場所：大阪市中央区谷町1-3-26　全日大阪会館

【大阪南支部】

電話番号：072-263-7222（事前予約制）
相談日時：（基本）第3水曜日 午前10時～午後1時（祝日を除く）
営業時間：月曜日から金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時（年末年始・夏季休業・祝日を除く）
場所：堺市西区鳳北町6丁320